



令和7年度 【ダイジェスト版】

朝六小いじめ防止基本方針

※本校ホームページ内に全文をPDFファイルで掲載しております。



1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの定義の確認】

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

2 いじめの解消 ※少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。



① 「いじめに係る行為が止んでいること」

※被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

※被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

朝六小いじめ防止対策委員会

【朝六小いじめ防止対策委員会（１）】 ※校内における実効的組織（日常的な関係者の会議）

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導担当，学年主任，養護教諭，学級担任，教育相談担当，その他関係教員と，必要に応じて地域民や保護者からなる外部関係者（PTA代表等）を加えて組織

【朝六小いじめ防止対策委員会（２）】

※いじめ等の生徒指導上の課題について協議するために、学校の実情に応じて、「いじめ防止対策委員会（１）」

に、第三者機関等から委員を加えて組織

いじめ防止対策委員会（１）に加え、学校医，医師，SC，教育相談員，弁護士，庄内児童相談所員，心理福祉専門家，警察署員等を加えた組織

「いじめ防止対策委員会（１）（２）」の役割

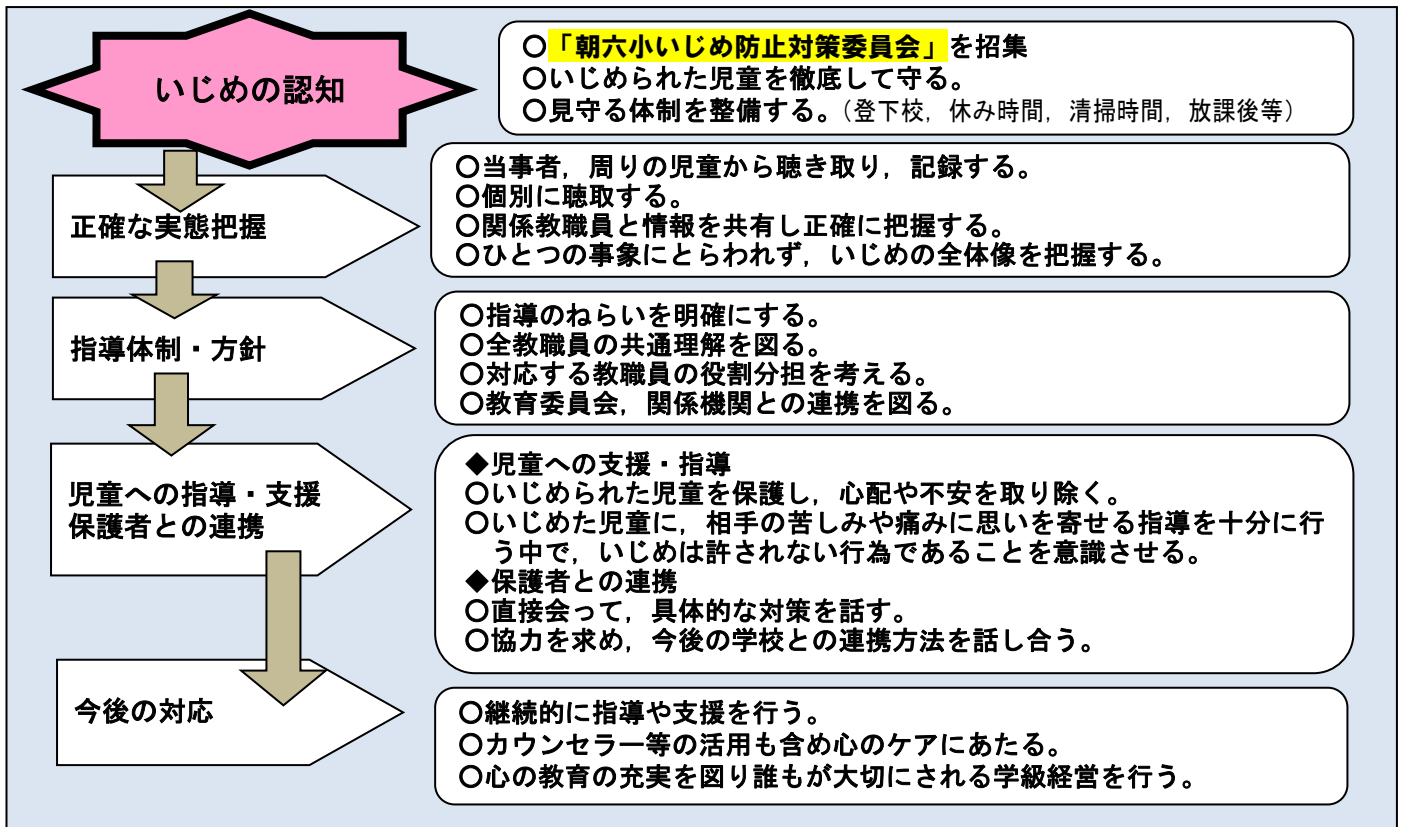
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合に，関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・ 指導や支援の体制・対応方針を決定する役割
- ・ 保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割 等



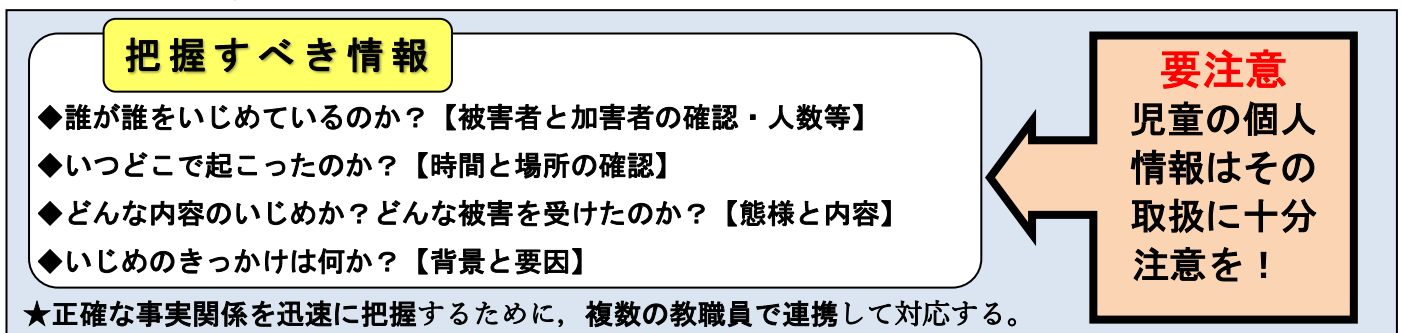
また，当該組織は，学校基本方針の策定や見直し，各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめ防止等の取組について，PDCAサイクルで検証を担う役割を有する。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※保護者からの申立てがあった時は、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関と適切に連携する。
- ④調査の際アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童・保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥情報の共有及び提供にあたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑦不登校重大事態の目安である「欠席30日」になる前から、教育委員会と相談しつつ、児童生徒への聴取に着手する。

【不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）】